

2023年5月30日

各位

一般社団法人日本デジタル空間経済連盟

「メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題等に関する論点の整理（案）」
パブリックコメント提出のお知らせ

一般社団法人日本デジタル空間経済連盟（本社：東京都港区、代表理事：北尾吉孝、以下「当連盟」）は、2023年5月2日（火）「メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題等に関する論点の整理（案）」に係るパブリックコメントを、内閣府知的財産戦略推進事務局に提出しました。

[> 「知的財産戦略本部」サイト](#)

提出したパブリックコメントでは、以下の2点について取り上げました。

1. 重点的に取り組む論点として、昨年当連盟が公表した「デジタル空間の経済発展に向けた報告書」に該当する以下の検討事項・課題について、今後法的課題への対応において特に重点的に取り組む論点であると述べています。

- ・第3章 検討事項 1-I 課題 1-1、1-2
- ・第3章 検討事項 1-II 課題 2-2
- ・第3章 検討事項 4

2. 会員企業の意見として、これまで当連盟が会員企業との対話の中で得られたルールメイクについて相対する二つの意見が存在し、肯定的な意見がある一方、ルールメイクが先行することでビジネスの発展が狭まる可能性を危惧する意見についても充分留意する必要があることを共有しました。

当連盟では、メタバースの健全な発展に向けて、業界で一つの目安となり、各社のビジネスを後押しできるソフトロー*の策定・公表にむけて、会員企業、学識者、弁護士を中心に構成される検討委員会の立ち上げを進めています。今後関係当局、会員企業等と連携を図りながら議論を重ねていく予定です。

*ソフトロー メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題等に関する論点の整理（案）2023年5月では、「法的なルールとしては、ガイドライン等をはじめとしたソフトローと、法令等のハードローがある。一般に、ハードローは、ソフトローに比べより強い強制力をもつが、その改廃等には相当の手続きを要するなど、柔軟な定めが難しい面が強い。これに対し、ソフトローは、通常ハードローに比べ強制力は弱い、より柔軟な定めを行いやすい。メタバースの特性を踏まえつつ、具体的課題の内容・種類等に応じてこれらを適切に組み合わせたルール形成が求められる」としている。

以上

【本プレスリリースに関するお問い合わせ先】

日本デジタル空間経済連盟 事務局 jimukyoku@jdsef.or.jp